

蒲郡市第 10 期高齢者福祉計画
概要版



令和6年（2024年）3月

1 計画策定の趣旨

わが国では人口減少が進み、世界に先駆けて「超高齢社会」を迎えています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には高齢者人口は全国的にピークを迎え、医療・介護需要の拡大や認知症の増加等、わが国における高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

こうした高齢者を取り巻く状況を踏まえ、国においては、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各分野が互いに連携しながら支援する「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが示され、本市においても、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるまちづくりをめざし、地域包括ケア体制の構築や地域共生社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。

さらなる高齢化の進展に向けて、地域全体で高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、「蒲郡市第10期高齢者福祉計画」を策定しました。

■計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」です。加えて、本計画は介護保険の給付対象及び給付対象外の高齢者介護予防や福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

また、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条では「市町村介護保険事業計画」を定めるものとされていますが、本市においては平成30年度(2018年度)より、東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)で、東三河広域連合として保険者を統合し、東三河広域連合において「東三河広域連合介護保険事業計画」を策定しています。

本計画においても、この「東三河広域連合介護保険事業計画」と整合を図りながら取組を推進します。また、国の示す基本指針に従い、認知症基本法等の関連法の方向性を踏まえつつ、策定します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。また、中長期視点として、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22年度(2040年度)を見据えた計画とします。

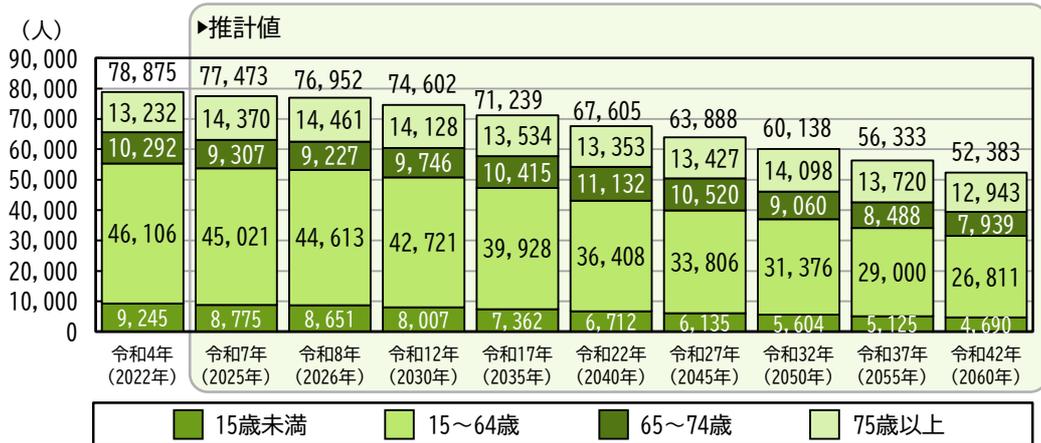
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和22年度 (2040年度)
第9期計画									
			蒲郡市第10期 高齢者福祉計画						
						第11期計画			

3 蒲郡市の高齢者を取り巻く状況

(1)人口・高齢者・世帯等の推移

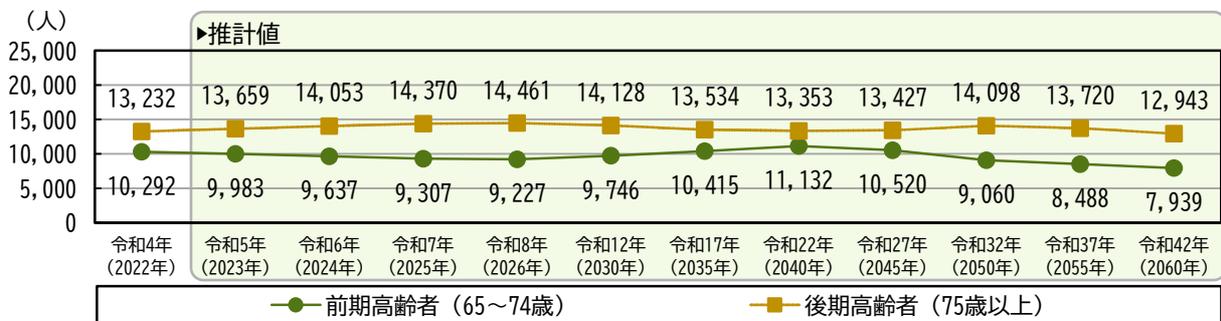
人口推計をみると、総人口は今後も減少し、高齢者人口（65歳以上人口）は令和22年（2040年）まで増加することが見込まれています。また、すでに前期高齢者数（65～74歳人口）より後期高齢者数（75歳以上人口）の方が多くなっています。

■人口推計（総人口、年齢4区分別人口）



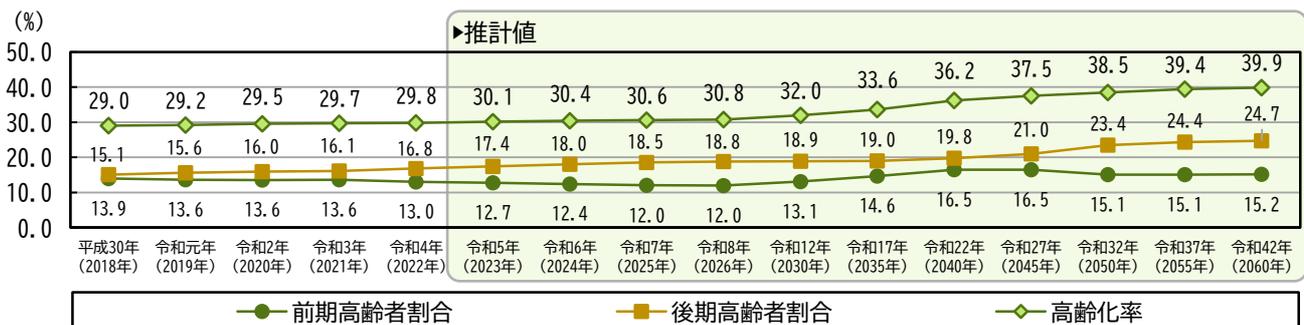
資料：令和4年（2022年）は住民基本台帳人口（10月1日）、
令和7年（2025年）以降は東三河広域連合推計値

■高齢者数の推計



資料：令和4年（2022年）は住民基本台帳人口（10月1日）、
令和7年（2025年）以降は東三河広域連合推計値

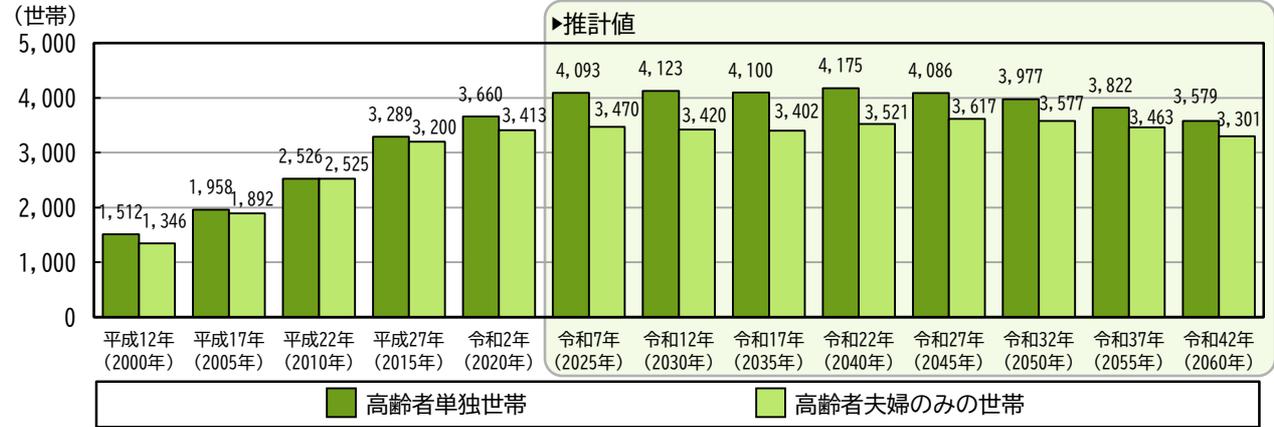
■高齢化率の推移と推計



資料：令和4年（2022年）は住民基本台帳人口（10月1日）、
令和7年（2025年）以降は東三河広域連合推計値

本市の高齢者のみの世帯数をみると、高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯ともに増加傾向にあります。推計をみると、令和7年（2025年）から令和27年（2045年）については高齢者単独世帯は横ばい、高齢者夫婦のみの世帯は増減を繰り返し、それ以降は高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯ともに減少していくことが見込まれています。

■ 高齢者のみの世帯数の推移と推計



※高齢者夫婦のみの世帯は夫婦とも65歳以上の世帯として算出。

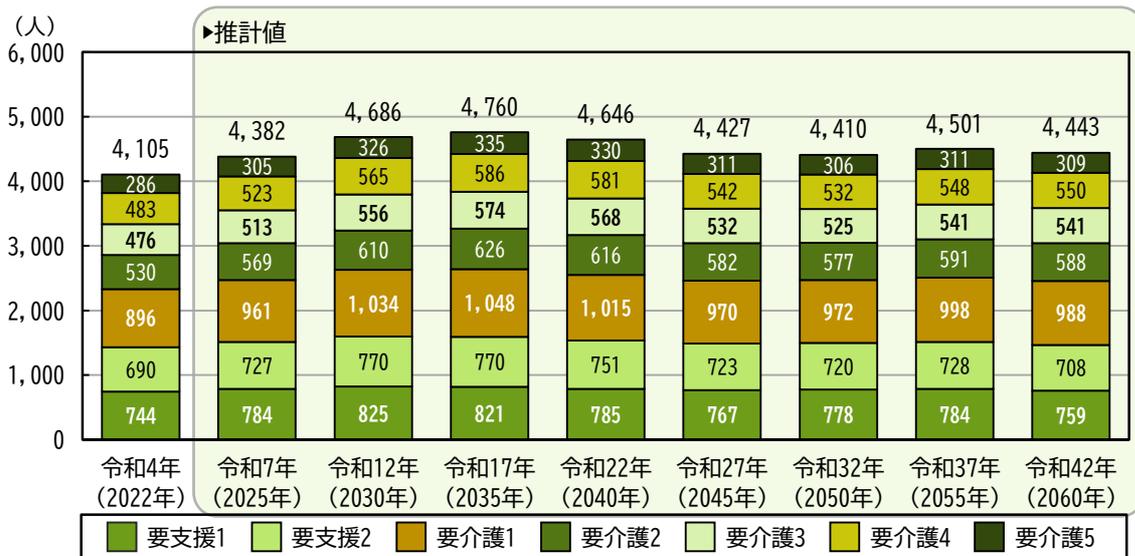
資料：令和2年（2020年）までは国勢調査、令和7年（2025年）以降は東三河広域連合推計値

(2) 要介護・要支援認定者の推移

本市の要介護・要支援認定者は今後しばらく増加傾向で推移していくことが見込まれていますが、令和17年（2035年）以降は減少していくと予測されています。

要介護度別の割合については大きな変化はないものの、重度の要介護者（要介護3～5）の割合は令和22年（2040年）までは微増していくことが見込まれています。

■ 要介護・要支援認定者数の推計

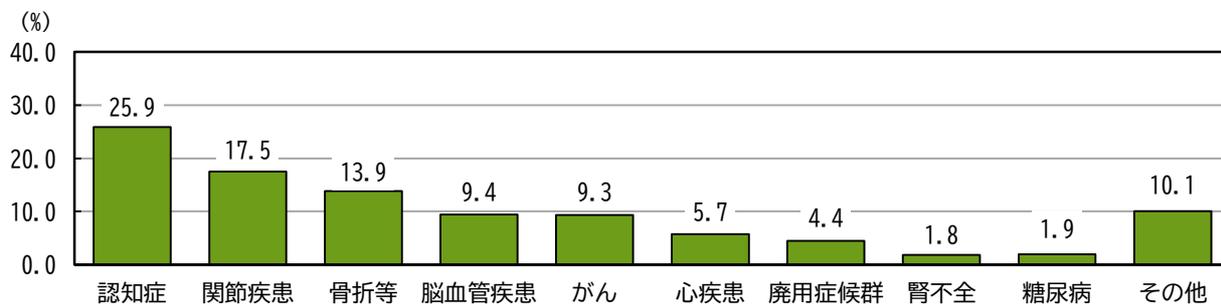


資料：令和4年（2022年）は介護保険事業状況報告月報（9月末）、令和7年（2025年）以降は東三河広域連合推計値

(3)介護保険新規申請の原因疾患

本市の令和4年度（2022年度）の介護保険新規申請の主な原因疾患は、「認知症」の割合が最も高く、ついで、「関節疾患」、「骨折等」、「脳血管疾患」の順で高くなっています。

■介護保険新規申請の主な原因疾患割合（65歳以上）



資料：蒲郡市長寿課（令和4年度（2022年度））

(4)就労状況と就労意向

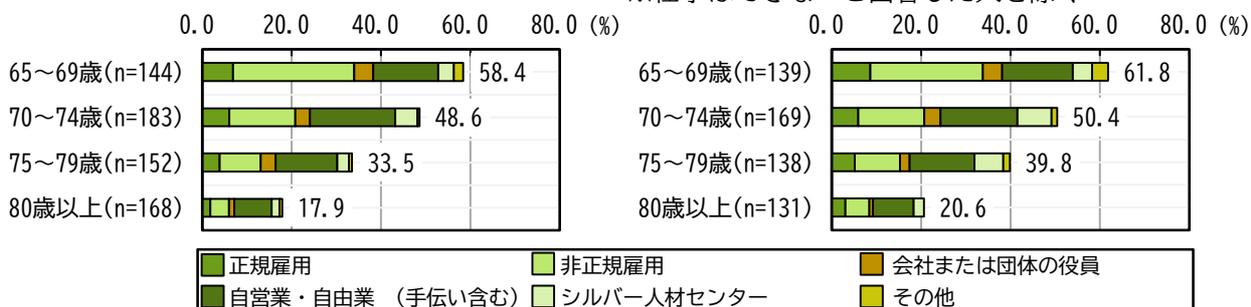
就労意向のある人の割合をみると、65～69歳では61.8%、70～74歳では50.4%、75～79歳では39.8%と、80歳までは就労意向のある人が多くなっています。

就労を希望する理由としては、「健康や老化防止によいと思う」の割合が57.5%と、他の項目の割合を大きく上回っています。

■現在の就労状況

■今後の就労意向

※仕事はできないと回答した人を除く



資料：「蒲郡市高齢者ニーズ調査」（令和4年度（2022年度））

■就労を希望する理由（その他、無回答以外）

※就労を希望する人のみ

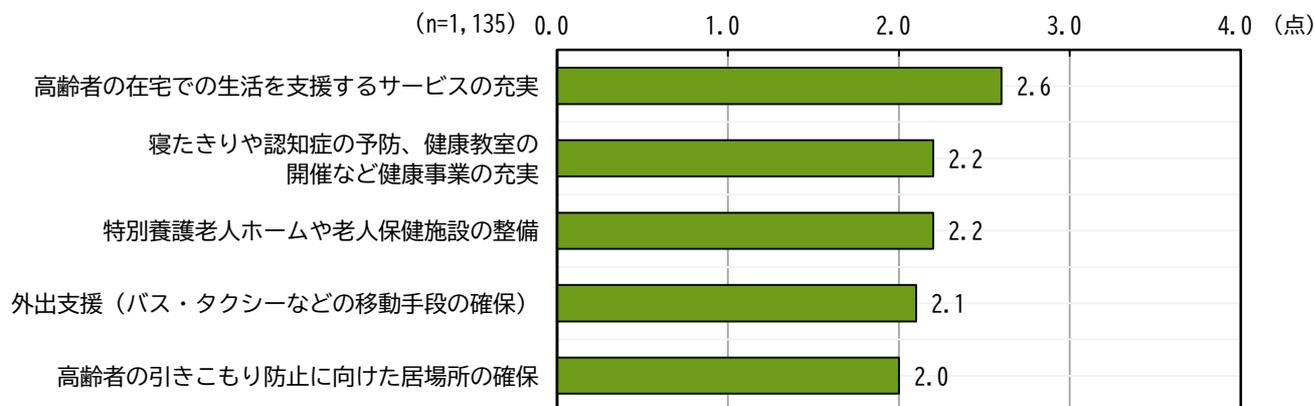


資料：「蒲郡市高齢者ニーズ調査」（令和4年度（2022年度））

(5) 高齢社会においてさらに充実させた方がよいと考えるもの

高齢社会においてさらに充実させた方がよいと考えるものについてみると、「高齢者の在宅での生活を支援するサービスの充実」の得点が最も高くなっています。

■ 高齢社会において、さらに充実させた方がよいと考えるもの（上位5位）



※スコアは「最も当てはまるもの」を3点、「2番目に当てはまるもの」を2点、「3番目に当てはまるもの」を1点とした、各選択肢の平均点。

資料：東三河広域連合「高齢者ニーズ調査」（令和4年度（2022年度））

(6) 認知症者数の推移

本市の認知症者数は平成29年（2017年）から令和元年（2019年）は2,100～2,200人台で推移しています。推計をみると、令和22年（2040年）までは増加傾向で推移することが見込まれています。

■ 認知症者数の推移と推計



※「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」によって、令和2年（2020年）以降の実績値は把握していない。

※認知症高齢者は、要介護・要支援認定者で、主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上と判定された人をいう。

資料：東三河広域連合（令和2年（2020年）以降は推計値）

4 蒲郡市高齢者施策の将来ビジョン

本計画の基本理念を前計画から継続し「人も自然も健康で、しあわせなまち オレンジライフの創造」と定め、6つの目標（めざす将来像）ごとに施策を推進します。

【基本理念】人も自然も健康で、しあわせなまち オレンジライフの創造	地域包括ケアにおける目標 (基本施策)	推進施策
	目標1 高齢になっても心身の健康を保つことができるまち（介護予防の推進）	(1)フレイル予防の推進 (2)健康管理の積極的介入と支援（生活習慣病の発症及び重症化予防への支援）
	目標2 誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らし続けることができるまち（生活支援体制整備の推進）	(1)社会参加の促進 (2)生活支援の取組 (3)支え合いの地域づくりと包括的支援の提供
	目標3 介護や医療が必要な状態になっても自分が希望する場所で生活が継続できるまち（在宅医療・介護連携の推進）	(1)医療・介護関係者への情報提供 (2)相談体制の整備 (3)在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発 (4)医療・介護関係者の知識の習得及び連携の推進
	目標4 認知症になっても安心して自分らしく生活できるまち（認知症地域支援施策の推進）	(1)認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくり (2)認知症の予防と早期発見、早期支援 (3)認知症の人とその介護者の不安軽減のための支援 (4)認知症の人の生活上の安全確保
	目標5 安全・安心で住みよい環境が整ったまち（住みよい環境づくりの推進）	(1)安心して住める環境づくり (2)高齢者虐待・消費者被害等の防止と対応 (3)災害時の支援対策や感染症対策
	目標6 推進にあたっての基盤整備	(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)地域包括ケア推進協議会 (3)東三河広域連合介護保険事業との連携 (4)介護人材対策の推進

5 地域包括ケア推進のための保健・福祉サービス

目標 1

高齢になっても心身の健康を保つことができるまち（介護予防の推進）



住み慣れた地域で、いきいきとした生活が送れるよう、高齢者が地域とのつながりを持ち続け、フレイル予防ができる環境を整備するとともに、介護予防につながる取組を支援します。

また、高齢者自身が自分の健康について考え、生活習慣病等の重症化を予防し、健康管理ができるよう支援します。

【推進施策と主な取組】

(1) フレイル予防の推進

○介護予防教室等の実施、フレイル予防の啓発

(2) 健康管理の積極的介入と支援（生活習慣病の発症及び重症化予防への支援）

○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施

【評価指標】

No.	施策項目番号	指標名	前計画策定時値 令和元年度 (2019年度)	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	
1	(1) (2)	要支援1・2の介護度の維持・改善率	要支援1	69.4%	60.1%	70.0%
			要支援2	77.8%	69.9%	80.0%
2	(1)	通いの場のグループ数	120 団体	117 団体 (R5.5)	130 団体	
3	(1)	通いの場活動拠点数（ガイドブック掲載数）	49 か所 (H31.5)	54 か所 (R5.5)	58 か所	
4	(1)	半年前に比べて固いものが食べにくくなっている人の割合	30.5% (R2)	29.0%	25.0%	
5	(1)	以前に比べて歩く速度が遅くなった人の割合	56.2% (R2)	56.7%	50.0%	
6	(1)	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされている人の割合	18.6% (R2)	17.9%	17.0%	
7	(1) (2)	BMI 20 以下（低栄養）の割合	65～74 歳	-	18.7%	10%以下
			75 歳以上	-	20.7%	20%以下
8	(2)	特定健康診査受診率（65～74 歳）	47.2%	42.9%	60.0%	
9	(2)	後期高齢者医療健康診査受診率	28.4%	27.0%	50.0%	
10	(2)	歯周病検診受診率（65 歳）	29.6%	34.0%	35.0%	

目標2

誰もが住み慣れた地域で、 自分らしくいきいきと 暮らし続けることができるまち (生活支援体制整備の推進)



高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者や高齢の障がい者が増加する中、医療、介護のサービス提供だけでなく、日常生活上の困りごとに対する支援が求められることを踏まえ、子育てや障がい分野などとも連携を図りながら、多様な主体による支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進に取り組みます。

【推進施策と主な取組】

- (1) 社会参加の促進
 - 通いの場の充実、就労的活動支援コーディネーター
- (2) 生活支援の取組
 - 介護予防・生活支援サービス事業、ワンコインお助けサービス
- (3) 支え合いの地域づくりと包括的支援の提供
 - 地域支え合い座談会、重層的支援体制整備事業

【評価指標】

No.	施策項目番号	指標名	前計画策定時値 令和元年度 (2019年度)	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
1	(1)	手助けやボランティアをしているまたはしたい人の割合	26.4%	23.8%	30.0%
2	(1)	友愛クラブ（老人クラブ）の活動回数	-	-	1,200回
3	(1)	シルバー人材センター 就業会員数	625人	842人	1,060人
		女性会員数	245人	391人	530人
4	(1)	介護支援ボランティア（まごころDEちよいボラ）活動延ポイント数	1,323P	91P	1,300P
5	(2)	いきいきサロン活動助成数	24団体	34団体	45団体
6	(2)	地域お助け隊の数	-	2団体	3団体
7	(2)	ワンコインお助けサービス利用件数	310件	391件	500件
8	(3)	支え合いの地域づくりの取組についての認知度	-	18.4%	40.0%

目標3

介護や医療が必要な状態になっても
自分が希望する場所で
生活が継続できるまち
(在宅医療・介護連携の推進)



医療や介護が必要となっても、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、医療機関と介護事業所等の連携を図り、医療と介護サービスを切れ目なく一体的に提供できる体制の強化を図ります。

【推進施策と主な取組】

- (1) 医療・介護関係者への情報提供
 - 資源マップ等のICTを使った活用促進
- (2) 相談体制の整備
 - 在宅医療・介護連携相談窓口の周知
- (3) 在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発
 - 在宅医療・介護に関する周知、人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）
- (4) 医療・介護関係者の知識の習得及び連携の推進
 - 在宅医療・介護連携多職種研修会の開催

【評価指標】

No.	施策項目番号	指標名	前計画策定時値 令和元年度 (2019年度)	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
1	(3)	在宅医療の認知度	38.5%	38.4%	50.0%
2	(3)	在宅医療の実現が可能だと思う人の割合	21.2%	27.4%	35.0%
3	(1) (4)	東三河ほいっぶネットワーク蒲都市の年間患者記事投稿数	1,506件	3,443件	4,000件
4	(2) (4)	医療や介護等との連携を支援した相談件数	-	19件	30件
5	(2)	在宅医療提供患者数実人数（医師会分） ※7月～6月まで	400人	463人	575人
6	(2)	訪問看護給付延人数（医療保険の一部を含む）	-	2,555人	2,800人
7	(2)	訪問歯科診療に対応する医療機関の割合	69.8%	70.0%	75.0%
8	(2)	居宅療養管理指導に対応する薬局（保険薬局）の割合	54.9%	82.0%	85.0%
9	(3)	人生の最終段階の医療や介護について、家族等との話し合いをしている人の割合	16.9%	16.6%	30.0%
10	(3)	家族以外の人に介護の助けを求める人の割合	64.9%	64.2%	70.0%

目標4

認知症になっても安心して 自分らしく生活できるまち (認知症地域支援施策の推進)



認知症になっても住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、当事者やその介護者を、地域で温かく見守りながら、必要な支援を提供できる体制の構築に取り組むとともに、認知症についての市の取組、相談窓口などを市民に周知し、認知症の不安を軽減できるように取り組みます。

また、認知症の人やその介護者が、自分の思いを表出できる場、交流できる場や社会参加の場の提供に努めます。さらに医療、介護、生活支援が必要な時に早期に支援が提供できるように、関係機関と連携して取り組みます。

【推進施策と主な取組】

- (1) 認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくり
 - 認知症サポーター養成講座、認知症カフェの拡充
- (2) 認知症の予防と早期発見、早期支援
 - 認知症簡易チェックサイトの利用促進、認知症の早期発見に向けた体制の充実
- (3) 認知症の人とその介護者の不安軽減のための支援
 - 認知症高齢者個人賠償保険制度
- (4) 認知症の人の生活上の安全確保
 - 認知症高齢者等見守りシール交付事業

【評価指標】

No.	施策 項目 番号	指標名	前計画策定時値 令和元年度 (2019年度)	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
1	(1) (2)	認知症の種類や症状、接し方等を知っている人の割合	45.2%	50.3%	60.0%
2	(1)	認知症サポーターの認知度	16.4%	15.7%	30.0%
3	(1)	年間延人数	847人	287人	1,000人
		累計数	7,298人	8,029人	11,000人
4	(3)	認知症の介護や自分が認知症になることへの不安を感じていない人、または、不安を軽減できている人の割合	41.3%	41.7%	50.0%
5	(2) (3)	認知症の相談窓口に関する認知度	29.9%	32.6%	45.0%
6	(2)	認知症チェックサイト延利用者数	4,102件	4,971件	7,000件
7	(3) (4)	認知症個人賠償責任保険加入者数	41件	105件	120件
8	(4)	認知症高齢者等見守りシール交付事業利用件数	-	-	100件

目標5

安全・安心で住みよい 環境が整ったまち (住みよい環境づくりの推進)



高齢者のニーズに応じた住まいの確保や、高齢者が安心して生活できる生活環境、災害時における支援体制の充実を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心・快適に暮らし続けられる社会をめざします。

【推進施策と主な取組】

- (1) 安心して住める環境づくり
○高齢者の見守り支援
- (2) 高齢者虐待・消費者被害等の防止と対応
○高齢者虐待相談
- (3) 災害時の支援対策や感染症対策
○電源あんしんネットワーク事業

【評価指標】

No.	施策項目番号	指標名	前計画策定時値 令和元年度 (2019年度)	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
1	(1)	蒲郡市は「住みやすい」と実感している人の割合(60歳以上)	37.0% (H30年度)	29.7%	42.5%
2	(2)	避難行動要支援者のうち平時から地域等に名簿提供を同意している人の割合(高齢者のみ)	-	88.5%	90.0%
3	(3)	電源あんしんネットワーク登録率	-	44.3%	50.0%

目標6

推進にあたっての基盤整備



本市の高齢者施策を効果的に推進していくため、地域包括支援センターを基盤とした地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、多世代型の地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を推進します。

また、地域包括ケア推進協議会において本計画の評価、検証、見直しを行うことで、本計画の効果的な推進を図ります。

【推進施策】

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域包括ケア推進協議会
- (3) 東三河広域連合介護保険事業との連携
- (4) 介護人材対策の推進